

序章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の目的

都市計画は、都市における合理的な土地利用の確保、道路、公園、下水道などの都市施設の整備、土地区画整理事業などの市街地整備などにより、快適な都市生活や機能的な都市活動を確保するもので、都市の健全な発展を図る上で大切な役割を担っています。

都市計画マスタープランは、こうした都市計画を実施する上での基本となるもので、都市の将来ビジョンを明らかにするとともに、その実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備、開発、保全の方針などを定め、都市計画に係る具体的な施策を総合的、計画的に推進するための基本的な方針とするものです。

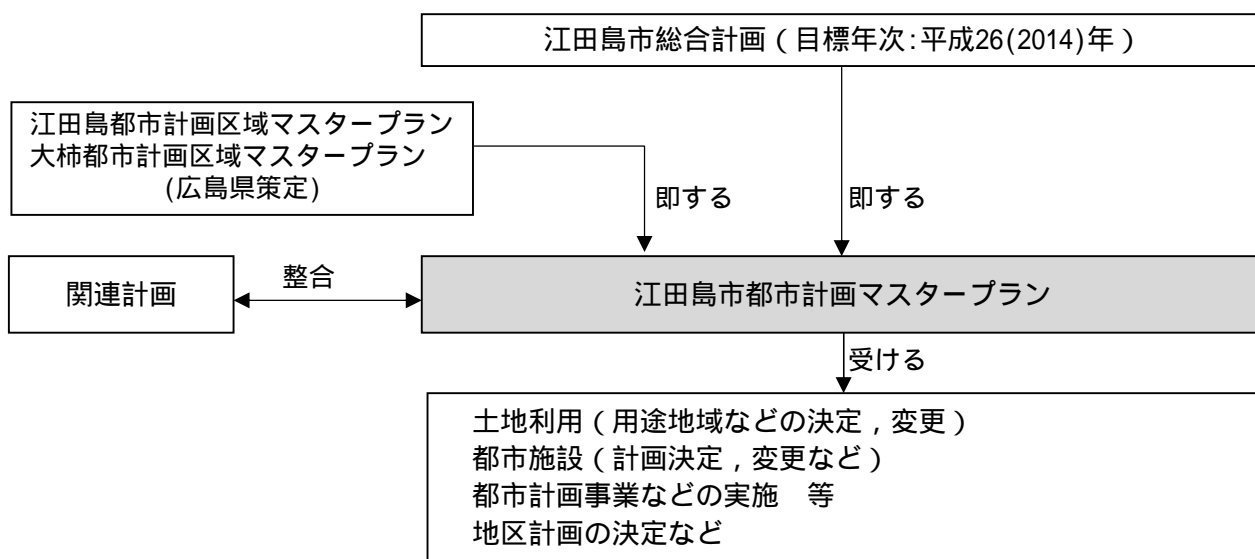
本市は、江田島市総合計画（平成19(2007)年3月策定）において、「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」を都市像とし、まちづくりの基本テーマとして「住みよさづくり」「美しさづくり」「元気づくり」の3つを掲げて諸施策を推進しており、都市計画においては、こうした方向を受けて、地域の実情に応じた土地利用規制、誘導、効果的な都市施設の整備、良好な都市環境の形成などの諸施策を講じていくことが必要となっています。

このため、本市における一体の都市としての都市計画マスタープラン（以下「本計画」といいます。）を策定し、江田島都市計画区域と大柿都市計画区域に分かれている都市計画区域の統合、見直し、都市計画施設の見直し、快適な都市環境の形成に向けた諸施策などを進めていく上での指針とするとともに、都市計画の適切な運用を通じて、本市の均衡ある発展と快適で住みよい都市づくりの推進に資することを目的とするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけ、江田島市総合計画、江田島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「江田島都市計画区域マスタープラン」といいます。）、大柿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「大柿都市計画区域マスタープラン」といいます。）などの上位計画に即して策定します。

【江田島市都市計画マスタープランの位置づけ】



3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市としての一体的な土地利用の推進と都市機能の配置，地域資源の活用，都市計画の適切な運用等を考慮し，全市域とします。

4 計画の目標年次

本計画は、平成22(2010)年を基準年次とし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、平成32(2020)年を目標年次として策定します。

基準年次：平成22(2010)年（統計資料等をやむを得ない場合は平成17(2005)年とします。）

目標年次：平成32(2020)年